

# 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【Q&A】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月28日まで)

## 第2版

# 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【Q&A】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月28日まで)

## 【助成の対象者・助成の条件について】

**Q01 旅行会社は申請できるのか？**

A01 旅行会社の方は申請できません。  
団体（組織）や個人といった、主催者・参加者のみが申請できる助成金です。

**Q02 合宿しか対象とならないのか？**

A02 合宿以外でもスポーツ大会や文化的な大会（茶道やコーラスの大会等）、また学術的な会議・研修会（医学系会議等）などの宿泊も対象となります。但し、政治的・宗教的活動を目的としたものではないことが条件です。

**Q03 連泊も対象になるか？**

A03 対象になります。

**Q04 選手や参加者以外の応援団等の宿泊も助成の対象になるのか？**

A04 応援団等の宿泊も条件を満たせば助成の対象となります。

**Q05 唐津市内での宿泊は、コテージや民宿等でもいいのか？**

A05 旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た1泊3000円以上の泊りであれば、コテージでも民宿でも助成対象となります。

※ ユースホステル、ゲストハウス、民宿、ペンション、山小屋、ロッジ、コテージ、バンガロー、トレーラーハウス、キャンプ場等でも、「簡易宿泊所営業」の許可を取得していれば助成の対象となります

※ 旅館業法の中の「下宿営業」施設、旅館業法に該当しないキャンプ場や「住宅宿泊事業法」に基づく民泊施設などは助成の対象外です

**Q06 林間学校やふれあい合宿や勉強合宿等の学校行事は対象となるのか？**

A06 通常の学校行事は対象外です。  
スポーツや文化系の合宿や遠征や大会等が対象です。

## 【助成の金額について】

**Q07 助成金の額および助成金の上限は？**

A07 助成金の額は、宿泊した延べ泊数に1,500円を乗じた額です。但し、1申請あたり上限は30万円で、1申請者あたり年度内2回までです。

【申請関係・実績報告関係・清算関係について】

**Q08 申請書や実績報告書等に押印は必要か？**

A08 申請書や実績報告書等に押印は不要です。メール・FAXで提出ください。但し、『宿泊証明書（様式3-2）』のみは、代表印（宿泊施設の公印又は角印）が押印されていることが必要です。

なお、『宿泊証明書（様式3-2）』や『請求書（様式5）』も含め、PDF化のうえメール添付で提出が可能です。

**Q09 助成の対象となる合宿・大会等の開催期間は？**

A09 令和7年4月1日開催から令和10年6月29日の間で開催される大会・合宿等が助成の対象となります。（令和10年6月29日の泊りまでが助成の対象）

※ A10の※印に記載通り、令和7年度中に令和8年度～10年度開催の合宿・大会等の事前申請が可能ですが、事前受付については、Q&A11記載のように運用方針を定めますのでご確認ください

**Q10 助成金の申請可能な期間は？**

A10 令和7年4月1日から令和10年6月28日までが申請可能な期間です。

但し、宿泊前日までに申請し受理されていることが条件です。なお、事後申請は認められませんのでご注意ください。

※ 本助成金は、令和7年度中に令和8年度分～10年度開催の合宿・大会等の事前申請が可能という、年度の壁を越えて申請ができる新しい「助成金制度」です。

但し、年度を超えた合宿・大会等の事前申請については、Q&A11に記載のように運用方針を定めますのでご確認ください

**Q11 年度の壁を越えて申請ができる新しい「助成金制度」、その仕組みや申請の時期等を含め詳しく知りたい。**

A11 複数年かかる「箱もの」等を建てる際に使われる「債務負担行為（地方公共団体等が将来にわたり支出の義務を約束する行為）」、それを観光系の施策に初めて応用したのが今回の助成金制度です。従って、初期混乱を避ける目的で以下のとおり運用をいたします。ご理解の程お願いいたします。

(1) 助成制度の担保について

本助成制度は、単年度で終了することなく、令和7年4月1日から令和10年6月29日までの期間、継続することが担保されています。

(2) 事業費（予算額）について

事業費については、年度毎に予算の枠（上限）があります。

従って、その範囲内でしか事前受けをすることができません。

(3) 申請受付について

①基本的には、令和10年6月29日までの期間に開催される合宿・大会等についての申請を随時受け付けます。

※多くの方々に平等にご利用頂く機会を提供するため、年度を超える先の申請については、予算枠の確保を目的とした仮申請はお控えください。特に、開催日程が未確定だったり宿泊先が未確保の状況で、とりあえず3年分の申請を行い、予算枠の確保を行うことのみを目的とした申請についてはご遠慮ください。

なお、運用等に不都合が生じた際には、随時見直しを行います。

②翌年度分として事前受付をした合宿・大会等は、開催3ヶ月前をメドに状況・内容の確認をさせていただきます。

【合宿・会議・研修会等】実施期間、宿泊施設名、参加人員ほか

【大会】上記項目に加え、出場の可能性ほか

(4) 年度を跨ぐ或いは助成期間を超える合宿・大会等の申請方法と実績報告の仕方、そして清算方法について

【例①】令和 8年3月から令和 8年4月～年度を跨ぐ合宿・大会等

【例②】令和 9年3月から令和 9年4月～年度を跨ぐ合宿・大会等

【例③】令和10年3月から令和10年4月～年度を跨ぐ合宿・大会等

【例④】令和10年4月から令和10年7月～助成期間を超える //

【例①②③】の場合

通常通りに申請頂いて結構です。但し、実績報告と清算は2回に分けて行って頂きます。

まずは3月31日の泊り分までを報告頂き精算します。但し、3月31日には『実績報告書(様式4-1)』『宿泊証明書(様式4-2)』等を提出していただく必要がありますのでご協力ください。

その後、【例①②③】ともに設定期間が終了したら、4月1日以降分の泊りを次年度の予算枠で精算します。つまり、年度跨ぎの合宿・大会等を申請した場合は、助成金の予算枠が2カ年度に跨るので、申請書は1本で構いませんが2回に分け実績報告・精算をすることになります。ご承知おきください。

※ 3月31日泊りは、宿泊日基準で当年度実績とします

【例④】の場合

6月29日の宿泊までが対象です。現時点では6月30日の泊り以降は助成の対象外となります。ご了承願います。

Q12 申請書を提出後、合宿・大会等が中止になった場合どうすればよいか？

A12 中止が判明した時点で、速やかに様式2で取下の申請書を提出してください。

Q13 宿泊証明書の様式は任意フォームでもいいか？

A13 任意フォームでも結構です。

その場合、団体名、宿泊日、宿泊料金(税込み)、宿泊人数がわかるように記載されており、且つ発行した宿泊施設の押印が必要です。

**Q14 助成金の申請から請求までのおおまかな流れはどうなっているのか？**

**A14** 以下の流れとなります。

①『利用申請書（様式1）』を観光協会へ提出、受付番号をもらいます。

※ メールにPDFで添付、又はFAXでの申請も可です。

※ 翌年度分を申請する場合は、当年度10月1日以降の受付となります

但し、年度を跨ぐ合宿・大会等に関しては翌年度分が含まれていても、  
随時申請が可能です

②合宿・大会等が終了後30日以内もしくは、

・令和7年度中に開催したものは、令和8年3月31日のいずれか早い日までに

・令和8年度中に開催したものは、令和9年3月31日のいずれか早い日までに

・令和9年度中に開催したものは、令和10年3月31日のいずれか早い日までに

・令和10年度中に開催したものは、令和10年6月30日のいずれか早い日までに

『実績報告書（様式3-1）』『宿泊証明書（様式3-2）』を協会へ送付します。

※ メールにPDFで添付、又はFAXでの報告も可です。

※ 『宿泊証明書（様式3-2）』のみは、代表印（宿泊施設の公印又は角印）が押印されていることが必要です。

※ 年度を跨ぐ合宿・大会等の場合は、Q&A11（4）を参照ください

③協会にて審査し、問題がなければ『確定通知書（様式4）』をメールで送ります。

※ メールにPDFを添付して送ります。

④確定通知書が届いたら『請求書（様式5）』に記入のうえ、観光協会あて提出してください。

※ メールにPDFで添付する等、請求書の電子化も可とします。

※ 請求書に公印（角印）の押印がなくとも可とします。

⑤内容を確認のうえ協会から振込がなされます。

※ 振込先は日本国内の銀行で1口座に限ります。